



ぶらんこの認定基準及び基準確認方法
(公開用)

飯島 義郎	早稲田大学
奥田 富子	日本女子大学
宇岨野 勝正	東京家政大学
松岡 寿人	(財)日本文化用品安全試験所
蔦口 嘉孝	工業品検査所
井上 宣時	通産省文化用品課
若林 茂	通産省検査デザイン課
内田 禎夫	通産省消費経済課
西田 誠次	工業技術院電気規格課
甲斐 麗子	主婦連合会
河島 霞	全国地域婦人団体連絡協議会
伊藤 康江	消費科学連合会
金森 房子	日本消費者協会
西堀 雄三	全国児童乗物団体連合会
森井 宗実	(社)日本スポーツ用品工業協会
木下 匠	(株)トシマ 【ぶらんこ】
広瀬 昭夫	(株)日栄製作所 【ぶらんこ、鉄棒】
高岡 林	栃木乗物工業(株) 【すべり台】
中川 紀一	(株)中川鉄工所 【鉄棒】
勢能 一男	勢能体育用品(株) 【鉄棒】
星崎 光男	(株)山崎サンビー製作所 【ぶらんこ】
岡田 範道	(株)岡田 【鉄棒、ぶらんこ、すべり台】
北川 健治	北川木工(株) 【すべり台】
下河辺 孝	製品安全協会

ぶらんこの認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は、組立可搬式のぶらんこの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、使用者の生命又は身体に対する被害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、主として一般家庭で幼児が使用する対座 2 人用組立可搬式のぶらんこ（以下、ぶらんこという。）について適用する。

なお、ここでいう幼児とは、標準として 2 才児から 6 才児までをいう。

3. 安全性品質

ぶらんこの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 構造、外観及び寸法	<p>1. ぶらんこの構造、外観及び寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 組立ては簡単で、正常な方法によって組立てたぶらんこ各部には、ゆるみ、がた、変形等がないこと。</p> <p>(2) 外部に現れるボルト、ナット等の先端は、著しく突出していないこと。</p> <p>(3) 使用時に人体が触れる部分には、傷害を与えるような先鋭部、ばり等がないこと。</p> <p>(4) 座席には、○ミリメートル以上○ミリメートル未満のすき間がないこと。ただし、座面及び背もたれと背わくとのすき間は、○ミリメートル未満であること。</p> <p>(5) 踏台には、○ミリメートル以上のすき間がないこと。</p> <p>(6) つり棒と踏台とのすき間は、○ミリメートル未満又は○ミリメートルから○ミリメートルの</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>2. 耐荷重</p> <p>3. 耐衝撃</p>	<p>範囲内であること。</p> <p>(7) つり棒は、支柱に確実に取付けられており、回転部分には、手をはさむようなすき間がないこと。</p> <p>(8) 踏台下面の最低地上高さは、○センチメートル以上であること。</p> <p>(9) 地上高さ○メートルの位置で支柱とつり棒との間隔は、○センチメートル以上であること。</p> <p>2. (1) 座席の座面、背もたれ及び手すり並びに踏台それぞれについて、○キログラムの力を○分間加えたとき、ぶらんこ各部にき裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。</p> <p>(2) 座席は使用時に容易に折り畳まれない構造を有すること。</p> <p>3. 踏台中央部に○キログラムの砂袋を○センチメートルの高さから落下させたとき、ぶらんこ各部にき裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
4. 耐久性	4. 各座席に○キログラムの砂袋を載せ、左右各○度で連続○万往復振ったとき、ぶらんこ各部にき裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。	
5. 材料	5. ぶらんこの材料は、人体に有害な影響を与えないものであること。	
6. 付属品	6. 付属品は、ぶらんこの使用上の安全性を損なわないものであること。	

